

(10) 品種登録と利用料 －公的品種の開発力はトップクラス－

多収、高品質、耐病性等優良な品種が、農業生産に果たす役割は大きく、このような品種を育成することは、農業生産の発展上極めて重要です。

新品種を育成するためには、多くの費用と長い時間がかかりますが、一旦その品種が世の中に出た場合、その品種を増やすことは容易ですから、新品種を育成した人の権利を守りませんと、育種にかかった費用の回収もできず、次の新品種の育成にも取り組めないこととなります。

このため、農作物の品種は特許権のように、知的所有権と同様に、新品種を出願申請すると、審査の上「種苗法」の規定により、品種登録簿に登録され「品種登録証」が公布されます。登録されますと育成者の権利が保護され、育成者の承諾なしに、登録品種の種苗を増殖、販売することなどの行為が禁じられています。

ただし、例外として、新品種の育成その他の試験又は研究のために、登録品種の種苗を増殖したり、農業者が品種登録の種苗を用いて得た収穫物を、自己の農業経営において種苗用として利用する行為については、一部の作物を除き可能となっています。

また、育成者が権利を所有する期間は、法律により定められていて、改正種苗法（平成10年12月24日施行）以降の登録品種については、20年間（果樹、林木などの永年性植物は25年）となっていますので、期間が満了となったり途中で登録を取り下げた場合は、それ以降、育成者の承諾なしに品種を利用することができます。

道では、消費者ニーズや需要の動向に即した、安全で良質な農産物を低コストで供給するため、本道の気象・土壌条件など栽培環境に適合した、安定多収、良品質、耐冷性、耐病性などの形質に優れた品種の早期開発に努めています。

現在、道が開発し、品種登録もしくは出願中の品種、いわゆる道産子品種は、稲、麦類、豆類など79品種に及び、各都道府県が開発した品種数では、トップクラスとなっています。

この背景としては、道立農業試験場の開発能力の高さはもちろんですが、道内で栽培される稲や畑作物の品種のほとんどが、道外では気象条件が異なるため利用できず、品種の販売地域が限定されることなどから、民間の参入がなかなか無いことによります。

しかし、近年はホクレン農業協同組合連合会が、春まき小麦の新品種を開発するなど、今後、民間の参入増加が期待されます。

なお、園芸作物などについては、大多数の品種の生育期間が短いため、北海道の短い夏でも栽培が可能であり、またハウスなどの施設利用が可能なことから、道内で利用できる品種は多数ありますが、一方で地域性を生かした作物や品種に対する消費者ニーズを踏まえ、特産的作物・品種に対する道立農業試験場や、道内民間種苗業者の取り組みが盛んになっています。

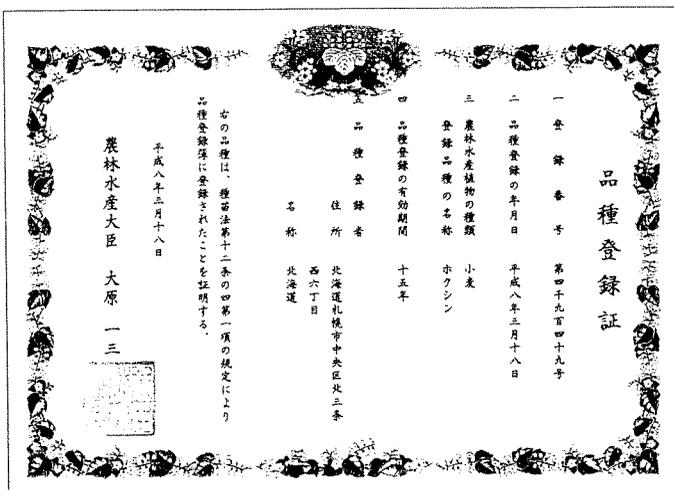
道が育成したいいわゆる道産子品種の一般種子生産は、道自らは行わず、農協など道内種苗業者等の申請に基づき契約を結び、民間の力により生産・販売されていますが、その総額は、およそ50億円にも及び大きな経済効果を生みだしています。

なお、契約では、種子の販売額に応じて種苗業者は、登録品種の利用料を道に納めることとなっています。道が得た収入は、道が育成した品種の登録出願など、法律に基づく権利保護や種子審査指導など、優良な種子生産のための経費として、大半が使われています。

また、登録品種の育成者に対しては、法律に基づき、利用料収入の一部を、補償金として支払うこととなっております。

以上のように、品種開発の国際的競争の激化から、民間、公的機関に関係なく、品種開発の活性化を図ることを目的として、この制度が取り入れられているのです。

<深川 渥>



小麦品種ホクシンの「品種登録証」